

議案第79号

専決処分の承認を求める件

令和元年度中央市一般会計補正予算（第3号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、これを報告し承認を求める。

提案理由

地方自治法第179条第3項の規定により報告し承認を求める。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年 10 月 15 日

中央市長



令和元年度中央市一般会計の補正予算について

次の補正予算を別冊のとおり定める。

令和元年度中央市一般会計補正予算（第 3 号）

理由

地方自治法第 96 条第 1 項第 2 号の規定により議会の議決が必要であるが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることから、専決処分する。

令和元年度中央市一般会計補正予算（第3号）

令和元年度中央市一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,312千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,826,214千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項
19 繰 越 金	
	1 繰 越 金
歳 入	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
100,000	9,312	109,312
100,000	9,312	109,312
15,816,902	9,312	15,826,214

歳 出

款	項
2 総 務 費	1 総 務 管 理 費
3 民 生 費	2 児 童 福 祉 費
6 農 林 水 産 業 費	1 農 業 費
8 土 木 費	2 道 路 橋 梁 費 4 都 市 計 画 費 5 住 宅 費
歳 出	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
1,662,088	2,447	1,664,535
1,152,980	2,447	1,155,427
4,645,951	141	4,646,092
2,247,620	141	2,247,761
603,741	2,265	606,006
596,616	2,265	598,881
2,257,626	4,459	2,262,085
361,812	1,564	363,376
1,810,872	347	1,811,219
19,294	2,548	21,842
15,816,902	9,312	15,826,214